

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前						
<p>特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 移動体識別用又は無線電力伝送用</p> <p>1 移動体識別用であつて周波数ホッピング方式を用いるもの 「表略」</p> <p>2 移動体識別用であつて周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの 「(一)〇(二) 略」</p> <p>3 無線電力伝送用</p> <table border="1" data-bbox="909 156 1013 1108"> <tr> <td data-bbox="973 156 1013 470">電波の型式</td> <td data-bbox="973 470 1013 784">周波数</td> <td data-bbox="973 784 1013 1108">空中線電力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 156 973 470">N〇N</td> <td data-bbox="909 470 973 784">九一八MHz 九一九・二MHz</td> <td data-bbox="909 784 973 1108">〇・二五ワット以下</td> </tr> </table> <p>「十一〇十四 略」</p>	電波の型式	周波数	空中線電力	N〇N	九一八MHz 九一九・二MHz	〇・二五ワット以下	<p>「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 移動体識別用</p> <p>1 周波数ホッピング方式を用いるもの 「表同上」</p> <p>2 周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの 「(一)〇(二) 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「十一〇十四 同上」</p>
電波の型式	周波数	空中線電力					
N〇N	九一八MHz 九一九・二MHz	〇・二五ワット以下					
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>							

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 無線設備規則(以下「設備規則」という。)第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕12 略</p> <p>13 設備規則第四十九条の十四第六号、第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に規定する特定小電力無線局に使用するための無線設備</p> <p>〔14 略</p> <p>〔二 略</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>〔1〕12 同上</p> <p>13 設備規則第四十九条の十四第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に規定する特定小電力無線局に使用するための無線設備</p> <p>〔14 同上</p> <p>〔二 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。